

浜松市温泉行政事務処理要領

	頁
第1 目的	1
第2 申請書等に係る共通事項	1
第3 温泉の採取	1
1 温泉採取の許可の申請	1
2 温泉採取の許可申請事項の変更の届出	3
3 温泉採取の許可を受けた者である法人の合併及び分割の承認の申請	3
4 温泉採取の許可を受けた者の相続の承認の申請	3
5 可燃性天然ガス濃度の確認の申請	4
6 可燃性天然ガス濃度の確認申請事項の変更の届出	5
7 確認を受けた者の地位の承継	6
8 温泉採取のための施設等の変更の許可の申請	7
9 温泉採取のための施設等の変更の許可に係る工事完了の届出	7
10 温泉採取の事業の廃止の届出	8
第4 温泉の利用	9
1 温泉の利用の許可の申請	9
2 温泉利用の許可を受けた者である法人の合併及び分割の承認の申請	11
3 温泉利用を受けた者の相続の承認の申請	12
4 温泉利用許可申請事項の変更の届出	13
5 温泉利用の廃止の届出	13
6 温泉成分等の掲示の届出	13
7 解釈と運用	15
第5 聴聞	21
基準 1 浴用許可基準	23
基準 2 硫黄泉浴用利用基準	23
基準 3 飲用許可基準	25
基準 4 飲用許可施設管理基準	26
基準 5 飲用に供する温泉の水質基準	28
申請・届出・許可書等様式 1 ~ 2 9	29
例示 1 施設の管理方法	68
例示 2 温泉供給事業者の提出する承諾書	70
例示 3 飲用許可施設（温泉供給施設）点検表	72

第1 目的

この要領は、温泉法（昭和23年法律第125号。以下「法」という。）同法施行令（昭和59年政令第25号。以下「政令」という。）同法施行規則（昭和23年厚生省令第35号。以下「省令」という。）浜松市温泉法施行細則（昭和59年浜松市規則第18号。以下「細則」という。）に定めるもののほか、温泉の採取許可等に関する事務処理方法を定め、円滑な運営を図ることを目的とする。

第2 申請等に係る共通事項

- 1 申請者は温泉の採取を業として行おうとする者であり、公共の浴用・飲用に供しようとする目的で温泉を採取する者のほか、自家用利用や工業利用等の目的で温泉を採取する者を含むので留意すること。
- 2 申請者が法人格のない団体の場合（例、権利能力なき社団、組合契約）団体自身は権利能力の主体となり得ないので、団体の全構成員の連名での申請又は代表者個人の申請とする。ただし、それぞれの者が個々にする申請を拒むものではない。
- 3 氏名（法人にあっては、その代表者の氏名）を自署する場合は、押印は不要とする。

第3 温泉の採取

1 温泉採取の許可の申請

(1) 提出書類

- ア 温泉採取許可申請書（様式1）（申請手数料35,000円）
- イ 設備の配置図及び主要な設備の構造図
- ウ 温泉の採取のための施設の位置、構造及び設備並びに採取の方法が省令第6条の3第1項各号又は第3項各号に掲げる基準に適合することを証する書面
- エ 設備の設置の状況を現した写真
- オ 次に掲げるメタンの濃度及び量の測定の結果を証する書面
 - (ア) 省令第6条の3第1項第1号に規定する測定の結果
 - (イ) ガス排出口が省令第6条の3第1項第3号イ又は口に掲げる場所にある場合にあっては、同号に規定する測定の結果
 - (ウ) 温泉の採取に伴い発生するメタンの量の測定の結果（可燃性天然ガス発生設備の構造上等の理由によりメタンの量を測定することが困難な場合を除く。また、メタンの量の測定業者については、省令第6条の12の規定は適用されないこととする。）

法14の2
省令6の2
細則2

省令6の2

省令6の2 (1)

省令6の2 (2)

省令6の2 (3)

省令6の2 (4)

カ 省令第6条の3第1項第10号に規定する採取時災害防止規程	省令6の2 (5)
キ 法第14条の2第2項第2号から第4号までに該当しない者であることを誓約する書面(申請者の押印又は自署のあるもの。)(様式例)	省令6の2 (7)
ク 申請者が法人である場合にあっては、その法人の登記事項証明書	細則2
(2) 現地調査	
ア 省令第6条の3に規定する技術上の基準(以下「技術上の基準」という。)に適合していることを確認する。	
イ 提出されたメタンの濃度及び量の測定結果報告書を確認し、必要に応じてメタンの濃度を測定すること。ただし、報告書の方法に基づく測定が困難な場合は、適宜、簡略化した条件下での測定等により測定する。	
ウ 地下ピットに類似した形態の施設で、開口部が屋外に接し密閉されていない場合、その内部は屋外に該当することとし、省令第6条の3第1項の規定を適用することとする。	
(3) 処分	
ア 申請書を受理したときは、受理した日から15日以内にその処分を決定する。	
イ 許可したときは、温泉採取許可書(様式18)を、不許可のときは、温泉採取について(不許可)(様式19)を交付する。	
ウ 許可の条件 技術上の基準のうち、ただし書き等により適用除外となるものについては、災害防止上必要な代替措置の実施を条件として付すこと。	
(4) 温泉の採取のための施設等の変更届	
技術上の基準を変更したとき(災害の防止上重要な変更該当する場合を除く。)は速やかに届出るよう指導すること。	
ア 提出書類	
(ア) 温泉の採取のための施設等の変更届(様式2)	
(イ) 変更に係る設備の配置図及び変更に係る主要な設備の構造図	
(ロ) 変更後の温泉の採取のための施設の位置、構造及び設備並びに当該採取の方法が省令第6条の3第1項各号又は第3項各号に掲げる基準に適合することを証する書面	
(ハ) 変更に係る設備の変更前の状況を現した写真	
(ニ) 採取時災害防止規定の変更を伴う場合にあっては、変更後の当該規定	
イ 注意事項	
技術上の基準のうち、省令第6条の9に規定する災害の防止上重要な	

変更該当しない変更に係るものであることを確認する。

2 温泉採取の許可申請事項の変更の届出

細則 3

(1) 提出書類

氏名・住所変更届(様式3)

細則 3

(2) 提示書類

法人名、代表者氏名又は主たる事務所の所在地を変更したときは、その法人の登記事項証明書

細則 3

(3) その他

温泉採取許可書に届出内容についての記載の求めがあった場合、その余白に変更内容を記載する。

3 温泉採取の許可を受けた者である法人の合併及び分割の承認の申請

法 14 の 3
省令 6 の 4
細則 4

(1) 提出書類

ア 温泉採取許可承継承認申請書(様式4)(申請手数料7,400円)

省令 6 の 4

イ 合併契約書又は分割計画書若しくは分割契約書の写し

省令 6 の 4 (1)

ウ 合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により事業を承継する法人が法第14条の2第2項第2号から第4号までに該当しない者であることを誓約する書面(許可を受けている法人が、事業を承継する法人の役員について誓約するとともに、法人の代表者印の押印、又は自署のあるもの。)(様式例)

省令 6 の 4 (2)

(2) 注意事項(平成19年10月1日付け環自総発第071001001号環境省自然局長通知「温泉法の一部改正等について」参照)

ア 申請は合併又は分割登記等の前に許可を受けている法人が行い、承継承認書が交付された状況で合併又は分割等の日を迎えることを必要とするので留意すること。

イ 合併又は分割の予定年月日は登記される予定の日とする。

(3) 処分

ア 申請書を受理したときは、受理した日から15日以内にその処分を決定する。

イ 承認したときは、温泉採取許可承継承認書(様式21)を、不承認のときは、温泉採取許可の承継について(不承認)(様式22)を交付する。交付先は申請者である合併又は分割登記等の前に許可を受けている法人とする。

4 温泉採取の許可を受けた者の相続の承認の申請

法 14 の 4
省令 6 の 5

<p>(1) 提出書類</p> <p>ア 温泉採取許可承継承認申請書(様式5)(申請手数料7,400円)</p> <p>イ 戸籍謄本(戸籍全部事項証明書)</p> <p>ウ 相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により温泉の採取の事業を承継すべき相続人として選定された者にあつては、承継すべき相続人以外全員が署名押印した同意書(様式例)</p> <p>エ 法第14条の2第2項第2号又は第3号のいずれにも該当しない者であることを誓約する書面(申請者の押印又は自署のあるもの。)(様式例)</p>	<p>細則5</p> <p>省令6の5</p> <p>省令6の5(1)</p> <p>省令6の5(2)</p> <p>省令6の5(3)</p>
<p>(2) 注意事項(平成19年10月1日付け環自総発第071001001号環境省自然局長通知「温泉法の一部改正等について」参照)</p> <p>ア 被相続人の死亡後60日以内に申請させること。</p> <p>イ 申請のあった場合、処分の通知を受ける日までは、被相続人に対しての許可はその相続人に対しての許可とみなす。</p> <p>ウ 承継すべき相続人以外の同意書は、事業を承継しない相続人に地位を承継させることを避けるための規定である。従って、他の相続人の行方が分からず、同意を求めることができない場合などの事情により全員の同意書を得ることが困難で、かつ、引き続き事業を行おうとする者が客観的に明らかであるときは、その理由書を提出させること等により全員の同意書がなくても承認することとする。</p>	<p>法14の4</p> <p>法14の4</p>
<p>(3) 処分</p> <p>ア 申請書を受理したときは、受理した日から15日以内にその処分を決定する。</p> <p>イ 承認したときは、温泉採取許可承継承認書(様式21)を、不承認のときは、温泉採取許可の承継について(不承認)(様式22)を交付する。</p>	<p>法14の5</p> <p>省令6の7</p> <p>細則6</p>
<p>5 可燃性天然ガス濃度の確認の申請</p> <p>(1) 提出書類</p> <p>ア 可燃性天然ガス濃度確認申請書(様式6)(申請手数料7,400円)</p> <p>イ 温泉の採取の場所の状況を現した写真</p> <p>ウ メタンの濃度の測定の実施状況を現した写真</p> <p>エ 申請者が法人である場合にあつては、その法人の登記事項証明書</p> <p>(2) 注意事項</p> <p>省令第6条の12に規定された者が国の告示(平成20年7月23日付け環境省告示第58号)に規定された方法に基づいて適切にガスの濃度を</p>	<p>省令6の7</p> <p>省令6の7(1)</p> <p>省令6の7(2)</p> <p>省令6の7(3)</p>

測定しているか確認する。

(3) 処分

ア 申請書を受理したときは、受理した日から15日以内にその処分を決定する。

イ 確認したときは、可燃性天然ガス濃度確認通知書（様式20）を交付する。ただし、省令第6条の6第2項の規定に基づき、みなし確認する場合は、ガス濃度の測定は不要となるため、確認通知書における測定方法及び測定結果の記載は省略できることとする。

(4) 運用

ア 槽内空気測定法が基準以下の濃度であっても、ヘッドスペース法の測定結果が基準を超えていることが判明した場合は、槽内空気測定法が正しく測定されているか、次に掲げる事項について測定者に確認すること。

(ア) 利用時の最高水位の状態ですべての常時温泉水を流入させているか

(イ) 測定値が安定するまでの十分な時間を経過しているか

(ウ) 温泉井戸と貯湯槽の間の配管等でガスが漏れていないか

イ 正しく測定されていても、ヘッドスペース法の測定結果が概ね25%LELを超える場合は、温泉に付随するガスが100%LELを超え爆発する危険が予見されることを説明し、採取許可を申請するように要請すること。

ウ 要請したにも関わらず、可燃性天然ガス濃度確認申請が提出された場合は、次に掲げる例を参考とし、確認通知書に注意事項として付すこと。

(例) 高濃度の可燃性天然ガスが温泉に付随しており、爆発の可能性があるため、温泉採取施設の異常の有無を定期的に点検するとともに、その結果を報告すること。

6 可燃性天然ガス濃度の確認申請事項の変更の届出

細則7

(1) 提出書類

氏名・住所変更届（様式3）

細則7

(2) 提示書類

法人名、代表者氏名又は主たる事務所の所在地を変更したときは、その法人の登記事項証明書

細則7

(3) その他

可燃性天然ガス濃度確認通知書に届出内容についての記載の求めがあった場合、その余白に届出内容を記載する。

7 確認を受けた者の地位の承継

(1) 提出書類

ア 可燃性天然ガス濃度確認地位承継届（様式7）

イ 事業の全部の譲渡にあつては、譲渡に関する契約書の写し

ウ 合併又は分割の場合にあつては、合併契約書又は分割計画書若しくは分割契約書の写し

エ 相続の場合にあつては、次に掲げる書類

(ア) 戸籍謄本（戸籍全部事項証明書）

(イ) 相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により温泉の採取の事業を承継すべき相続人として選定された者にあつては、承継すべき相続人以外全員が署名押印した同意書（様式例）

(ウ) 法第14条の2第2項第2号又は第3号のいずれにも該当しない者であることを誓約する書面（申請者の押印又は自署のあるもの。）（様式例）

(2) 注意事項（平成19年10月1日付け環自総発第071001001号環境省自然局長通知「温泉法の一部改正等について」参照）

ア 法人の合併又は分割

申請は、合併又は分割登記等の後に、事業を承継した法人に遅滞なく提出させることとする。

イ 相続

(ア) 被相続人の死亡後、遅滞なく提出させることとする。

(イ) 承継すべき相続人以外の同意書は、事業を承継しない相続人に地位を承継させることを避けるための規定である。したがって、他の相続人の行方が分からず、同意を求めることができない場合などの事情により全員の同意書を得ることが困難で、かつ、引き続き事業を行おうとする者が客観的に明らかであるときは、その理由書を提出させること等により全員の同意書がなくても承認することとする。

ウ 事業の譲渡

可燃性天然ガスの濃度についての確認を受けた者が温泉の採取の事業の全部を譲渡した場合、採取の許可の取扱いとは異なり、改めて確認を受ける必要はなく、本届出を提出させることとする。

(3) その他

複数の者が共同で採取をする場合で、連名で確認を受けた者の一部が温泉の採取の事業を譲渡した場合、連名で届出させる。

法14の6
省令6の8
細則8

省令6の8

省令6の8 (1)

省令6の8 (3)

省令6の8 (2)

法14の6

8 温泉採取のための施設等の変更の許可の申請

(1) 提出書類

ア 温泉採取変更許可申請書(様式8)(申請手数料24,000円)

イ 変更に係る設備の配置図及び変更に係る主要な設備の構造図

ウ 変更後の温泉の採取のための施設の位置、構造及び設備並びに当該採取の方法が省令第6条の3第1項各号又は第3項各号に掲げる基準に適合することを証する書面

エ 変更に係る設備の変更前の状況を現した写真

オ 採取時災害防止規程の変更を伴う場合にあっては、変更後の当該規程

(2) 注意事項

ア 当該申請は、省令第6条の9に規定する可燃性天然ガス発生設備の位置又は構造の変更(屋外に設置されている場合は、ガス分離設備の構造又はガス排出口の位置の変更に限る。)等の災害の防止上重要な変更を行う前に手続きさせることとする。

イ 技術上の基準に適合することを提出書類の証する書面(8の(1)ウ)にて確認する。なお、ガス分離設備の構造等の変更の場合で事前にガス濃度の測定ができない場合は、工事完了後に測定結果報告書を提出させること。

ウ 変更許可後の工事を完了した場合は、速やかに施設等変更工事完了届(様式9)を提出させること。

(3) 処分

ア 申請を受理したときは、受理した日から15日以内にその処分を決定する。

イ 許可したときは、温泉採取施設等変更許可書(様式23)を、不許可のときは、温泉採取施設等の変更について(不許可)(様式24)を交付する。

ウ 許可の条件

ガス分離設備の構造を変更する場合及び変更後のガス排出口が省令第6条の3第1項第3号イ又はロに掲げる場所にある場合にあっては、工事完了後のガス濃度の測定の結果を提出することを条件として付すこととする。

9 温泉採取のための施設等の変更の許可に係る工事完了の届出

(1) 提出書類

法14の7
省令6の10
細則9

省令6の10

省令6の10(1)

省令6の10(2)

省令6の10(3)

省令6の10(4)

細則10

細則10

ア	施設等変更工事完了届（様式 9）	細則 10
イ	工事完了後の写真	細則 10 (1)
ウ	ガス分離設備の構造を変更した場合にあっては、省令第 6 条の 3 第 1 項第 1 号に規定したメタン濃度の測定の結果	細則 10 (2)
エ	可燃性天然ガス発生設備の構造の変更をし、かつ、変更後のガス排出口が省令第 6 条の 3 第 1 項第 3 号イ又はロに掲げる場所にある場合にあっては、同号の規定により測定したメタン濃度の測定の結果	細則 10 (3)
(2)	注意事項	
ア	許可内容と一致しているか、省令第 6 条の 3 に規定するガスの安全対策の基準に適合しているか、届出者の立ち合いの上、確認すること。	
イ	提出されたメタン濃度及び量の測定結果報告書を確認し、必要に応じてメタンの濃度を測定すること。ただし、報告書の方法に基づく測定が困難な場合は、適宜、簡略化した条件下での測定やその他の方法により測定すること。	
10	温泉採取の事業の廃止の届出	法 14 の 8 省令 6 の 11 細則 11
(1)	提出書類	省令 6 の 11
ア	温泉採取事業廃止届（様式 10）	省令 6 の 11 (1)
イ	温泉の湧出路の埋戻しの状況を表示した図面（採取許可の廃止に限る。）	
ウ	温泉の湧出路の埋戻しの状況を現した写真（採取許可の廃止に限る。）	省令 6 の 11 (2)
(2)	細則第 11 条第 2 項に規定する「市長が必要であると認める事項」には「温泉採取事業を廃止した理由」が含まれることとする。	
(3)	注意事項	
ア	法第 14 条の 2 第 1 項の許可を受けた温泉井戸で、埋戻し工事が不完全な井戸の直上又は周辺に住居等が建てられた場合、温泉井戸から漏れ出した可燃性天然ガスが原因となる爆発事故が起きる可能性が否定できないことから、使用を終えた可燃性天然ガスが発生する温泉井戸は、災害防止の観点から確実に埋戻すこと。	
イ	法第 14 条の 5 第 1 項の確認を受けた温泉井戸に関しても、事業の廃止の理由について十分聴取し、可燃性天然ガスの発生が認められる場合は、必要に応じて湧出路を廃止し、埋戻すよう指導すること。	
ウ	埋戻し方法については、平成 27 年 3 月 30 日付け環自総発第 1503303 号環境省自然局長通知「可燃性天然ガスが発生する温泉井戸埋戻し方法について」を参考とすること。	

(4) その他

温泉採取事業廃止に伴い湧出路の埋戻しが行われた場合は、埋戻しの措置について現地確認し、確認できた場合は廃止届の写しを静岡県健康福祉部生活衛生局衛生課へ送付すること。（平成27年2月27日付け衛生第804号静岡県通知「温泉採取許可等業務の権限移譲に伴う温泉採取事業廃止届の取扱いについて（依頼）」参照）

第4 温泉の利用

1 温泉の利用の許可の申請

(1) 提出書類

- | | | |
|-----|--|-----------|
| ア | 温泉利用許可申請書（様式11）（申請手数料35,000円） | 省令7 |
| イ | 申請者が法人である場合にあっては、その法人の登記事項証明書 | 細則12 (1) |
| ウ | 浴用施設若しくは飲用設備又は循環ろ過装置、加熱装置その他の特殊装置（以下「浴用施設等」という。）の位置、容積及び配管の状況を明示した旅館等の平面図 | 細則12 (2) |
| エ | 浴用施設又は飲用設備の詳細図 | 細則12 (3) |
| オ | 循環ろ過装置、加熱装置その他の特殊装置の概要及び使用計画を説明する書類 | 細則12 (4) |
| カ | 温泉の湧出地から施設の所在地までの配管図（配管の口径、材質等の概要を明記すること。） | 細則12 (5) |
| キ | 浴用施設等の所在地を明示した案内図 | 細則12 (6) |
| ク | 法第18条第4項の規定による届出と同時に行わない場合は、温泉成分分析の結果を記載した書類 | 細則12 (7) |
| ケ | 申請者が法第15条第2項各号に該当しない者であることを誓約する書面（申請者の押印又は自署のあるもの。）（様式例） | 省令7 (3) |
| コ | 飲用許可の申請の場合の追加提出書類 | |
| | (ア) 温泉に含まれる一般細菌及び大腸菌群の数並びに有機物の量に関する検査の結果を記載した書類 | 省令7 (1) |
| | (イ) 施設の管理方法を記載した書類 | 例示1 |
| | (ウ) 温泉供給事業者より温泉供給を受けている場合は、当該事業者の承諾書と管理方法を示した書類 | 例示2の1、2の2 |
| | (エ) 大規模温泉供給者（定期検査間隔がおおむね6か月以内となる温泉供給事業者をいう。）より温泉供給を受けている場合は、当該事業者の施設点検検査記録 | 例示3の1、3の2 |
| (2) | 申請書の取扱いにおける注意事項 | |
| | ア 浴用飲用の別 | |

法15
省令7
細則12

1 施設において、浴用に係る温泉利用許可(以下浴用許可という。)と飲用に係る温泉利用許可(以下飲用許可という。)の両方を申請する場合、申請書は別々に提出させ、浴用又は飲用の別を記載させること。

イ 温泉湧出地

2 以上の湧出地から引湯し、それらを混湯利用する場合は、原則として、それらの各湧出地を記載させ、混湯する場所も併せて記載させること。ただし、多数の源泉を集中管理する温泉供給施設(いわゆる温泉集中管理事業等の施設)からの混湯された温泉を利用する場合は、当該事業者の所在地と名称を記載させ、「集中管理による混湯利用」等と付記させること。

ウ 温泉を公共の浴用又は飲用に供しようとする施設

必要に応じ「別添のとおり」等とし、詳細を別に提出させること。

エ 温泉の温度及び温泉の成分並びにその分析及び検査を行った登録分析機関の名称及び登録番号

必要に応じ「別紙のとおり」等とし、詳細は分析書等を提出させること。その場合、温泉成分に係る分析書は、法第19条の規定により登録を受けた分析機関(以下「登録分析機関」という。)が、鉱泉分析法指針に基づいて実施した分析(鉱泉分析試験法相当)であること。

飲用許可申請の場合は、省令第7条第2項第1号に該当する書類として、基準5「飲用に供する温泉の水質基準」に定める項目の分析書も提出させること。当該検査の結果を記載した書類は、水道法第20条第3項のただし書きに定める分析機関が発行した検査結果証明書の写しとすること。

(3) 提出書類の取扱いにおける注意事項

ア 「浴用施設等の位置、容積及び配管の状況を明示した旅館等の平面図」については、申請施設以外の施設も表示し、申請施設を色分け等の方法により特定させること。また、飲用許可申請の場合にあっては、飲泉所における飲泉設備(飲泉台含む。以下同じ。)の位置、構造等を必要に応じて別紙として、その詳細を記載させること。

イ 「循環ろ過装置、加熱装置その他の特殊装置の概要及び使用計画を説明する書類」については、当該申請に係る設備のものだけとすること。

ウ 「温泉の湧出地から施設の所在地までの配管図」には、貯湯槽、中継槽、その他ガスセパレーター等の設備についても記載させること。特に飲用許可申請の場合は、開口部を持つ設備を洩れなく記載させるとともに、それらの蓋部の材質等についても記載させること。

エ 温泉成分等揭示届が同時に提出される場合、温泉成分分析結果を記載した書類は温泉成分等揭示届等に添付されるため、温泉利用許可申請書への添付は不要とすること。

(4) 調査

申請を受理した時は、申請者の他に必要に応じて温泉採取権者の立ち会いを求め、利用源泉及び浴室、浴槽、飲泉所、飲用設備、配管の状況、揭示場所並びに衛生上の適否について現地調査を行う。

(5) 処分

ア 温泉利用許可申請書を受理した時は、受理した日から 15 日以内にその処分を決定する。

イ 許可したときは温泉利用許可書（様式 25）を、不許可のときは温泉利用について（不許可）（様式 26）を交付する。

ウ 許可の条件

(ア) 考え方

温泉の利用の許可に付すことができる条件は、「公衆衛生上必要な」ものであることから、法第 15 条第 3 項の「温泉の成分が衛生上有害」である場合への対応にとどまらず、国民の健康の保持・増進のために必要な場合に条件を付すこととする。

(イ) 想定される条件の例

a 浴室内に有毒ガスが滞留しないよう、換気に十分配慮する旨の条件

b 特定の成分を高濃度含む温泉を飲用に供する場合に、希釈する旨の条件

(6) その他

ア 申請者が利用施設の使用権を有するか否かは、本許可の本来的審査要件ではないが、必要に応じて当該権利を確認してから許可することとする。

イ 当該利用許可申請が許可された場合、引き続いて温泉成分等揭示届の提出を要するものについては、利用許可申請と同時に温泉成分等揭示届を徴し、一括して事務処理をする。

ウ 温泉利用許可基準は、基準 1「浴用許可基準」及び基準 2「飲用許可基準」のとおりとする。

2 温泉利用の許可を受けた者である法人の合併及び分割の承認の申請

(1) 提出書類

ア 温泉利用許可承継承認申請書（様式 12）（申請手数料 7,400 円）

法 16
省令 8
細則 13
省令 8

イ 合併契約書又は分割計画書若しくは分割契約書の写し	省令 8 (1)
ウ 合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により事業を承継する法人が法第 15 条第 2 項各号に該当しない者であることを誓約する書面（許可を受けている法人が、事業を承継する法人の役員が該当しない旨行うとともに、法人の代表者印の押印、又は自署のあるもの。）(様式例)	省令 8 (2)
(2) 注意事項（平成 19 年 10 月 1 日付け環自総発第 071001001 号環境省自然局長通知「温泉法の一部改正等について」参照）	
ア 申請は合併又は分割登記等の前に許可を受けている法人に行わせ、承継承認書を交付した状況で合併・分割等の日を迎えさせること。	
イ 合併又は分割の予定年月日は登記される予定の日とする。	
(3) 処分	
ア 申請を受理したときは、受理した日から 15 日以内にその処分を決定する。	
イ 承認したときは、温泉利用許可承継承認書（様式 27）を、承認しないときは温泉利用について（不承認）(様式 28)を交付する。交付先は申請者である合併又は分割登記等の前に許可を受けている法人とする。	
3 温泉利用を受けた者の相続の承認の申請	法 17 省令 9 細則 14
(1) 提出書類	
ア 温泉利用許可承継承認申請書（様式 13）(申請手数料 7,400 円)	省令 9
イ 戸籍謄本（戸籍全部事項証明書）	省令 9 (1)
ウ 相続人が 2 人以上ある場合において、その全員の同意により温泉の採取の事業を承継すべき相続人として選定された者にあつては、承継すべき相続人以外全員が署名押印した同意書（様式例）	省令 9 (2)
エ 法第 15 条第 2 項各号に該当しない者であることを誓約する書面（申請者の押印又は自署のあるもの。）(様式例)	省令 9 (3)
(2) 注意事項（平成 19 年 10 月 1 日付け環自総発第 071001001 号環境省自然局長通知「温泉法の一部改正等について」参照）	
ア 被相続人の死亡後 60 日以内に申請させること。	法 17
イ 申請のあった場合、処分の通知を受ける日までは、被相続人に対しての許可はその相続人に対しての許可とみなす。	法 17
ウ 承継すべき相続人以外の同意書は、事業を承継しない相続人に地位を承継させることを避けるための規定である。したがって、他の相続人の行方が分からず、同意を求めることができない場合などの事情に	

より全員の同意書を得ることが困難で、かつ、引き続き事業を行おうとする者が客観的に明らかであるときは、その理由書を提出させること等により全員の同意書がなくても承認することとする。	
(3) 処分	
ア 申請を受理したときは、受理した日から 15 日以内にその処分を決定する。	
イ 承認したときは、温泉利用許可承継承認書（様式 27）を、不承認のときは温泉利用について（不承認）（様式 28）を交付する。	
4 温泉利用許可申請事項の変更の届出	細則 15
(1) 提出書類	
ア 温泉利用許可申請事項変更届（様式 14）	細則 15
イ 浴用施設等を変更したときは、細則第 12 条第 2 項第 2 号から第 5 号までに掲げる書類又は図面	細則 15
(2) 提示書類	
法人名、代表者氏名又は主たる事務所の所在地を変更したときは、法人の登記事項証明書	細則 15
(3) 提出書類における注意事項	
細則第 15 条第 3 項に係る図書は、変更に係るもののみ提出させること。	
(4) 調査	
必要に応じて届出者の他に温泉採取権者の立ち会いを求め、利用源泉及び浴室、浴槽、飲泉所、飲用設備、配管の状況並びに衛生上の適否について現地調査を行う。	
(5) その他	
温泉利用許可書に届出内容についての記載の求めがあった場合、その余白に変更内容を記載する。	
5 温泉利用の廃止の届出	細則 16
提出書類	
温泉利用廃止届（様式 15）	細則 16
6 温泉成分等の掲示の届出	法 18 省令 11
(1) 提出書類	細則 17
ア 温泉成分等掲示届（様式 16）	省令 11
イ 掲示場所を明示した施設の平面図	細則 17 (1)
ウ 温泉成分分析の結果を記載した書類	細則 17 (2)

(2) 注意事項

- ア 浴用に係る温泉成分等揭示届と飲用に係る温泉成分等揭示届は、別に扱うこと。
- イ 届出者は、特別な契約等がない限り法第15条第1項の許可を受けた者とする。
- ウ 温泉利用許可申請と同時に温泉成分等揭示届を提出する場合、「許可年月日及び許可番号」には「温泉利用許可申請中」と記載させること。
- エ 「温泉を公共の浴用又は飲用に供する施設の場所」は、温泉源の所在地ではなく、旅館等の施設の所在地を記載させること。
- オ 「揭示の内容」は「別添のとおり」等として別紙にて提出させること。
- カ 「揭示場所」は、大浴室更衣室、婦人風呂更衣室他何か所等、又は「別紙のとおり」と記載させ、個々の揭示場所は提出図面に明示させること。
- キ 揭示内容の変更の場合、温泉成分の分析通知を受けた日から30日以内に変更を行うこととなっているか確認すること。

(3) 調査

必要に応じて届出者の他に温泉採取権者の立ち会いを求め、揭示場所及び揭示内容について届出事項に差異がないか現地調査を行う。

(4) 処分

入浴する者又は温泉を飲料として摂取する者の健康を保護するために必要があると認めるときは、揭示内容の変更を命ずることとする。

(5) 揭示内容に関する注意事項

- ア 温泉の禁忌症、適応症及び入浴又は飲用上の注意は、平成26年7月1日付け環境省自然環境局長通知「温泉法第18条第1項の規定に基づく禁忌症及び入浴又は飲用上の注意の揭示等の基準」に基づくものとする。ただし、従前の揭示については、次回の温泉成分分析までの期間を限度に、揭示を継続することを妨げないこととする。
- イ 適応症については届出事項ではないため、現地調査した際、揭示に記載されている場合には、その内容に問題がないか確認を行うものとする。
- ウ 本基準は、一般の湯治について作成されているので、温泉病院等医療機関において温泉治療に利用する場合はこの基準は適用せず、参考にとどめることとする。

(6) 飲泉所における揭示等

- ア 揭示表は、原則として、浴用又は飲用のそれぞれ温泉利用の許可を

法 18

受けたものについて別々に掲示させることとする。ただし、浴室内に飲泉所が設けられている場合や、旅館等のロビー等へ掲示する場合にあっては、浴用に関するものと、飲用に関するものと合わせて掲示できることとする。この場合、一般利用者に飲用許可のない設備が誤って許可のある設備と誤認されることのないよう十分な配慮を行うよう指導すること。

イ 飲用の禁忌症並びに飲用の方法及び注意（飲用量が制限されている場合はその量を含む。）は、必ず各飲泉所毎に、利用者が容易に判読できるような掲示をするよう指導すること。

7 解釈と運用

(1) 公共の浴用又は飲用

ア 不特定多数人の浴用又は飲用に供することをいうが、保養所等特定多数人が継続的に利用する場合も含むこととする。従って、自家用、アパート、寄宿舍等閉鎖的な利用形態を除いて、その利用形態が広く一般を対象とする場合は「公共」と解し、許可を要することとする。

また、温泉であるか否かは、湧出地点における状態をもって判定するものであるから、利用施設内において温泉の条件を満たさない状態であっても利用許可は要することとする。

イ 「浴用」とは、入浴より広い概念であって、足湯、温泉プール、温泉療法等も浴用を含むこととする。

ウ 「飲用」とは、温泉を直接飲用に供する場合の他、清涼飲料水の原料として使用する場合も含まれる。この場合は、温泉法による許可に加えて、食品衛生法による製造業の許可を必要とする。

具体的には、申請者を清涼飲料水製造者として（食品衛生法の許可を受けた者）とし、温泉利用許可の施設場所は清涼飲料水として製造（充填）する場所とし、許可の際「清涼飲料水の原料として限定利用すること。」という条件を付す。表示等は食品衛生法の規制が優先するので、温泉法第18条に基づく掲示は省略してよいこととする。

(2) 温泉利用許可数の考え方

ア 原則

利用する温泉ごとに、1つの浴室又は飲泉所で許可数は1件とする。ただし、旅館、保養所等の温泉利用施設において、2つ以上の浴室又は飲泉所間の温泉成分に差異がない（7の(5)ア参照）と認められる場合は、一括して浴用又は飲用の別ごとに1件の許可とする。この場合の「温泉ごと」とは、2以上の湧出地の温泉を混湯利用している場合

にあつては、混湯した状態ごとをいう。

イ 具体的取扱い

(ア) 旅館、保養所等の温泉利用施設において、2以上の浴室又は飲泉所を一括して1件として許可する場合は、建物の棟が別々であっても当該温泉利用施設の一体性・同一性が認められる範囲において、1件の許可とすることができることとする。敷地を別にする別館等の場合は、隔離距離及び管理運営の状態等を考慮し、総合的に判断する。この場合、旅館業法等の許可を必要とする施設については、当該許可を参考とする。

(イ) 温泉利用設備自体は変更がない、若しくは、設備数の50%以内の増減であっても、簡易宿所営業から旅館営業に変わる場合や、旅館業から公衆浴場業に変わる場合等は、利用施設の同一性が失われるので、新たな許可を申請させることとする。

(ロ) 温泉利用施設で利用する温泉が変わる場合には、公衆衛生の安全確保の観点から新たな許可を申請させることとする。ただし、替堀りにより利用源泉の位置を隣接地に変更する場合、若しくは、温泉を集中管理する事業者が利用する温泉の一部を変更する場合で、温泉分析結果により泉質において差異がない(7の(5)イ参照)と認められる場合は、この限りではない。

(3) 温泉成分の分析検査時期

ア 許可申請直前に実施するのが原則であるが、過去10年以内に実施した分析結果と泉質において差異がない(7の(5)イ参照)と認められる場合は、これを利用できることとする。

イ 飲用許可申請の場合は基準5「飲用に供する温泉の水質基準」における項目のうち、一般細菌検査及び大腸菌群検査(以下、「細菌検査」という。)については、必ず申請直前に行わせることとする。

(4) 採水場所

ア 利用施設におけるものを原則とするが、湧出口(2以上の湧出地から引湯し、それらを混湯利用する場合は混湯槽をいう。以下本項において同じ。)との温度及び成分に差異がない(7の(5)参照)と認められる場合は、湧出口におけるものであってもよいこととする。

イ 飲用許可申請の場合は基準5における項目のうち、細菌検査については、必ず飲泉口で実施させることとする。

(5) 温泉成分変化

ア 「成分に差異がない」とは、化学成分検査(鉱温泉分析指針に基づく検査若しくは飲用温泉水質基準に関する検査のうち、細菌検査を除

いたものをいう。)について、泉質区分の変更がなく、有害成分等の含有量の変化が公衆衛生上からみて無視し得る程度であることをいう。市内の温泉の現状からみて、引湯又は混湯により公衆衛生上問題となるような著しい成分変化が起こる可能性は低いことから、「成分に差がない」と認めることとする。

イ 「泉質において差異がない」とは「成分に差異がない」より若干変化が大きい場合であっても、泉質区分の変更に至らず、有害成分等の含有量の変化が公衆衛生上の適否の判断に影響を与える程度には至らないものをいう。同一の源泉を複数の施設が利用する場合に、本市内の温泉の現状からみて、その都度化学成分検査を行わせる必要がないとの主旨で設けられたものであり、一般に「泉質に差異がない」と認めることとする。

ウ 成分変動が激しく公衆衛生上の判断に影響を与えることがあらかじめ判明している温泉等については、必要に応じて、湧出口位置及び利用設備での検査を申請の都度行わせることとする。なお、飲用許可申請にこれを認める場合は、既存浴用温泉分析書に加え、基準5「飲用に供する温泉の水質基準」における項目に不足している項目のみを追加分析して化学成分検査結果とすることができることとする。

(6) 泉質の区分

泉質の区分は、鉱泉分析法指針の鉱泉の分類に従うが、以下の事項に留意すること。

ア 特に必要としない場合は、副成分による塩類泉の分類は行わないこととする。

イ 特殊成分を含む療養泉を、揭示用泉質名として、例えば、

「硫黄泉」 「二酸化炭素泉」

のごとく略称することがあるが、これは、それぞれ、

「単純硫黄冷鉱泉」 「単純二酸化炭素冷鉱泉」

「単純硫黄温泉」 「単純二酸化炭素温泉」

「含硫黄（塩類）泉」 「含二酸化炭素（塩類）泉」

を示す。特に細分を必要としない場合は、揭示以外の場合でも使用してよいこととする。

(7) 定期分析（10年毎）

直前の成分分析を受けた日（成分分析書中の「分析終了年月日」）から10年以内に定期的な分析をし、揭示の更新を行なうよう指導する。また、今後行われる揭示においては、「温泉の成分の分析年月日」は、登録分析機関が発行する温泉分析書中の「分析終了年月日」とする。従って、10年

法 18
政令 1

の期限満了日までに分析のための温泉水の採取をすれば良いのではなく、分析を終了させる必要があるので注意すること。増掘、修繕等で採取する泉脈を変えたり、温泉地全体の成分変化があった場合は、前回分析後10年経過していなくても再分析を行わせることとする。

(8) タンクローリー等長距離運搬による温泉供給施設

ア 源泉から利用施設までの温泉供給方法は、配管等の他、容器による運搬があるが、いずれの方法による場合も、温泉を公共の浴用又は飲用に供する場合は、温泉利用許可の対象とする。

イ 自動車を使用して長距離運搬をする場合、成分変化、利用施設への供給頻度、供給量、供給の継続性等を考慮しなければならない。取扱いについては、平成9年2月13日付け医第1269号静岡県通知「タンクローリー等にかかる温泉法第13条等の運用について」及び平成8年9月24日付け環自施第224号環境庁自然保護局通知「タンクローリー等に係る温泉法第13条等の運用について」に基づき適正な処理をすること。

(9) 許可の取り消し等

ア 法第31条第1項第1号における「公衆衛生上必要があると認めるとき」の具体例は以下のとおりとする。

(ア) 許可時点においては有害ではなかった温泉が、地殻の変動等を契機に有害な成分に変化したとき

(イ) 従来成分の他に硫化水素ガスや亜硫酸ガスが発生するようになったとき

(ウ) 浴室等の換気、採光あるいは利用方法そのもの若しくは掲示内容等が、公衆衛生上適当でないとき

イ 法第31条第2項における「危害の予防の措置」の具体例は以下のとおりとする。

(ア) 殺菌のための加熱、有害物質の混入防止、換気装置の改良、掲示内容の訂正等の措置

(イ) 飲用許可施設管理基準に定められている検査は、公衆衛生上の安全を確認するものであり、これが実施されない場合に検査をさせること。

ウ 法第31条第1項第4号における「許可の条件に違反したとき」とは、温泉利用に係る許可に際して付された条件に違反した場合をいい、法第31条第1項に規定する許可の取消し又は法第31条第2項に規定する温泉の利用の制限又は危害予防の措置命令を発するものとする。

(10) 許可と変更の別

旅館、保養所等の温泉利用施設において、温泉を利用する浴室または飲泉所を新たに増設する場合は、利用する温泉が変わらず、かつ許可を受けた温泉利用施設に一体性が認められる限り、新たな許可申請は必要なく、浴用施設等変更届で処理することとする。この場合、利用施設の同一性の判断は、おおむね浴槽又は飲用施設等の温泉利用設備数の50%以内の増減をもってするが、旅館等の増改築等の場合で、主たる浴用設備である大浴場の改築が行われる場合等においては、新たな許可を申請させることとする。

(11) 硫黄泉の浴用許可

硫化水素ガスによる危害予防のため、基準2「硫黄泉浴用利用基準」にそって適正な温泉利用が行われるよう指導する。市内の温泉の現状より、硫化水素濃度が基準を超えるおそれのあるものはないので、通常は、基準2の2の(1)のウ、同基準2の(2)のア及びイを指導することとする。総硫化水素20mg/kg以上含有する温泉の利用事例が発生した場合は、対応について十分検討することとする。

(12) 基準3「飲用許可基準」及び基準4「飲用許可施設管理基準」の運用にあたっての注意事項

ア 本基準は、温泉利用の実態に鑑み、おおむね1月以内の滞在における一般の湯治を対象としての基準であるので、温泉病院等医療機関において温泉治療に利用する場合は、特に水質基準において、この基準を参考として、直接治療に従事する温泉療法医等の意見を聞き、個々に許可処分すること。

イ 構造について

構造とは、施工法等を含むこととする。また、設備等の設置位置については、周辺環境からの汚染防止を配慮した位置に設置すること。なお、設置環境に応じて、構造上の配慮が必要な場合もあるので留意すること。

ウ 設備の材質について

設備の材質については、有害成分の溶出しないもの、水密性を確保するに十分なる強度と耐久性のあるものであること。

ただし、木製設備の場合、選定される材質、加工方法、設備の種類、設置場所又は管理状況により耐久性に著しい差がみられるので、十分な耐久性があることが確認される場合に限り許可することとし、許可後の管理についても指導する。

エ 貯湯槽等について

貯湯槽等については、点検・検査が容易になり、かつ亀裂等の発生に

より汚水等が浸入しないことから、原則、地上式とする。やむを得ず地下式の貯湯槽等を設置する場合は、内部点検が可能なものとする。

オ 浴室内の飲泉所について

基準3「飲用許可基準」の1の(2)のアのただし書きによる浴室内の飲泉所については、浴槽及び洗場よりの飛沫により飲泉口が汚染されず、かつ、6の(6)のアに定める掲示ができる位置に設置するよう指導すること。具体的な位置は浴室の状況により一律に規定できないが、飲泉口は、洗場床面より70cm以上、浴槽より水平距離が60cm以内のものにあっては、浴槽湯面より40cm以上の高さの位置に設置することを標準として指導すること。

カ 細菌検査について

細菌検査については、利用施設の飲泉口で採水した検体について行うこと。一つの利用施設に複数の飲泉口がある場合は、引湯設備の状況よりみて最も下流となる場所等汚染が発生した場合、確実に補促し得る場所で代表した検査でよいこととする。ただし、一つの利用施設であっても引湯系がブロック化し、それぞれに独立した貯湯槽がある場合等、一つの飲泉口で代表させることが適切でない場合は、必要に応じて検査箇所を増すよう指導すること。

キ 注水・消毒等について

原則として、温泉飲用にはできる限り新鮮な温泉を用いることとする。ただし、濃度又は温度を調節するための希釈水を必要とする場合は、公衆衛生上の観点から飲泉時に水道水を注水するよう指導すること。やむを得ず水道水以外の水源を使用する場合には、水源及びその設備は、周辺環境より汚染されることのない位置、構造とすることとし、滅菌設備を設置させることとする。

また、スケール防止剤等は、必要最小限の注水にとどめるとともに、食品衛生法による食品添加物として認められているものとする。ポリリン酸系以外のものについては、その使用について十分検討し、対応を決めることとする。

ク 許可後の管理について

- (ア) 基準4「飲用許可施設管理基準」に定められている内容については、あらかじめ申請者に熟知させ、許可を受けた後の利用施設の管理方法を記載した書面(例示1)を申請書に添付させること。また、許可条件として「申請書添付の『施設の管理方法』記載事項を厳守すること」等を許可書に記載させること。

- (イ) 点検は、目視により、槽、配管等のヒビ割れ、汚れ、異物等の混

入の有無の点検を行い、必要に応じ清掃、消毒を行わせること（例示3の1、2）。特に貯湯槽については蓋部、抜気口、溢流口等開口部は必ず点検し、地下埋設貯湯槽等については内部の点検を行わせること。また、地上式のものにあっても点検口よりの貯湯槽内部の視認若しくはドレインブロを行うことにより水質点検を必ず実施し、内部清掃の必要性を判定させること。

(ウ) 希釈水の水源が水道水以外の場合は、毎年1回以上水質検査を行わせること。この場合、水質検査の内容は、細菌検査又は一般飲料水省略水質検査を適宜選択させること。

ケ 記録の保存及び届出について

(ア) 定期検査の記録は、少なくとも過去2回の定期検査記録（定期検査の周期が6月未満のものにあつては、1年前の定期検査結果）が確認できるよう保存させること。

(イ) 施設・設備の改善等の記録は、申請書控等に準じ、当該施設・設備の改善部分が存する限り保存させること。

(ウ) 定期検査結果、施設・設備の改善結果の保健所長への届出はできる限り速やかに提出させるとともに、必要に応じて現地調査及び施設管理者への指導をすること。

コ 温泉供給事業者より温泉供給を受けている施設の取扱い

(ア) 基準3「飲用許可基準」の4の(1)及び(2)の確認は、申請書に当該事業者の承諾書等（例示2の1、2）を添付させる等、文書により確認すること。

(イ) 大規模温泉供給事業者より温泉の供給を受けている施設の場合は、許可申請時に、当該事業者の施設点検検査記録を添付させること。

(ウ) 大規模温泉供給事業者については、当該事業者自らが、飲用許可施設として自己の管理する部分を責任もって管理し、必要な定期検査を実施するよう指導するとともに、飲用施設等点検・検査・変更・改善届（様式17）を、当該事業者自ら、直接保健所長に届出させること。

第5 聴聞

- 1 聴聞を行うときは、行政手続法及び浜松市聴聞規則に基づき処理する。
- 2 行政手続法第15条第1項の規定による通知は、聴聞通知書（様式29）により行う。

附 則

この要領は平成 14 年 5 月 30 日から施行する。

附 則

この要領は平成 19 年 10 月 20 日から施行する。

附 則

この要領は平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

基準1 浴用許可基準

- 1 浴室、浴槽等が常に清掃され、十分な温泉量が供給されていること。
- 2 浴室の換気、採光に十分な設備がなされていること。
- 3 温泉の成分が衛生上有害でないこと。
- 4 引湯管及び浴槽、浴室の材質が衛生上有害でないこと。

基準2 硫黄泉浴用利用基準

1 基準の対象となる温泉の種類

硫黄泉のうち硫化水素の発生する温泉

2 利用施設の構造

施設管理者（法第15条の規定による許可を受け、もしくは受けようとする者をいう。以下同じ。）は、硫化水素による事故防止のため、利用施設の構造を次のようにすること。

(1) 換気構造

ア 浴室（露天風呂の場合は利用空間をいう。以下同じ。）に換気孔又は換気装置（以下「換気構造」という。）を設け、浴室内の大気中の硫化水素濃度が、次に掲げる数値を越えないようにすること。

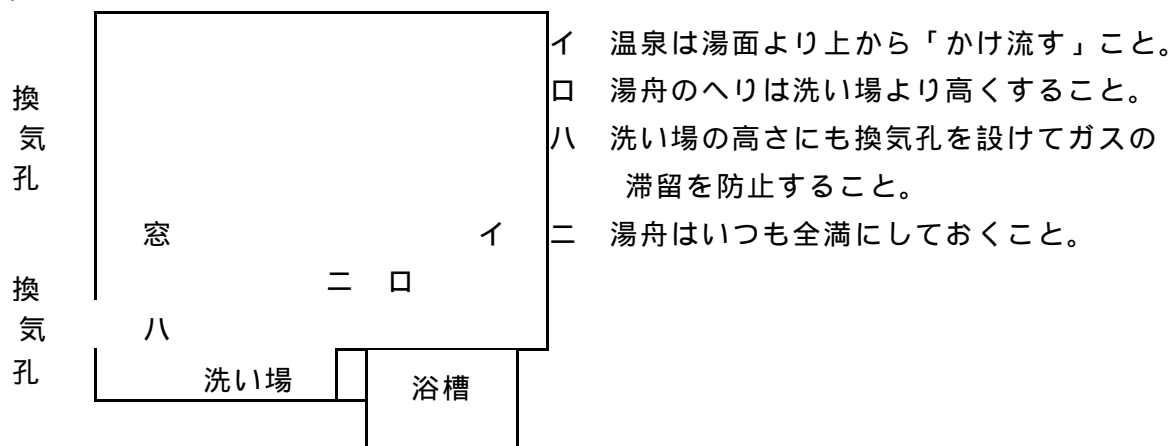
(ア) 浴槽湯面から上位10cmの位置の濃度 20 ppm

(イ) 浴室床面から上位70cmの位置の濃度 10 ppm

イ 換気構造を設けたにもかかわらず、浴室内の空気中の硫化水素の濃度が、アに定める数値を越える場合、施設管理者は、源泉から浴室までの間に、湯畑その他の曝気装置を設けることにより、温泉中の硫化水素の含有量を減少させ浴室内の大気中の硫化水素の濃度が上記の数値を越えないようにすること。

ウ 換気構造の開口部を2箇所以上設け、かつ、そのうち1箇所は、浴室床面と同水準に設けること。（図1参照）

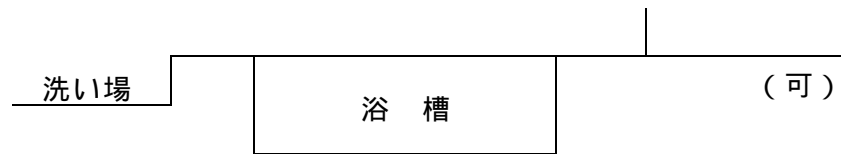
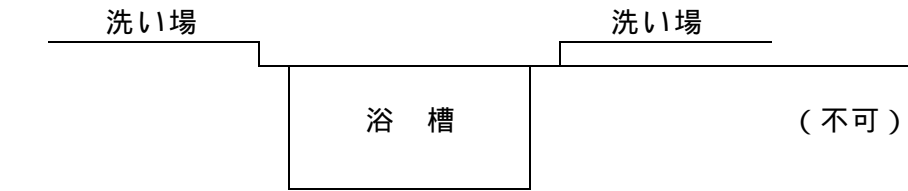
図1



(2) 浴槽

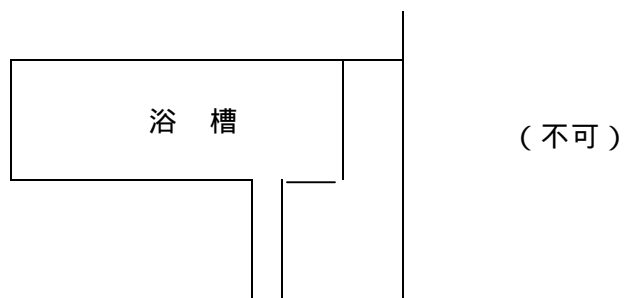
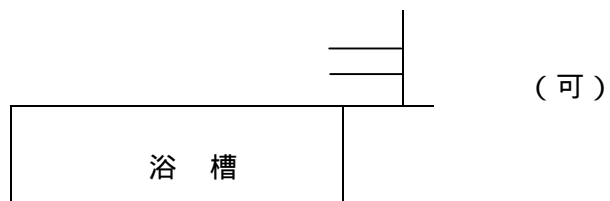
ア 浴槽湯面が浴室床面より高くなるように設けること。(図2参照)

図2



イ 浴槽に温泉を入れる注入口は、浴槽湯面より上部に設けること。(図3参照)

図3



3 浴室等の管理

施設管理者は利用者の安全を確保するため、浴室等において自ら次の業務を行うか、又は、この業務を行う浴場管理人を置くこと。

- (1) 浴室内の硫化水素濃度が常に適正に維持されるよう換気構造に対する監視を怠らないこと。
- (2) 浴室が利用に供されている間、常に浴槽に温泉が満ちているようにすること。
- (3) 利用者の安全を図るため、温泉の利用状態に常時気をくばること。

基準 3 飲用許可基準

1 施設・設備の基準

(1) 源泉、中継槽、貯湯槽、引湯管等

ア 湧出、引湯又は貯湯する温泉が表流水（浅層地下水、下水溝等を含む。）により汚染されない構造であること。

イ 中継槽又は貯湯槽は、原則として地上に設置すること。

ウ 槽の蓋は、周辺からの汚染等の影響を受けにくい構造であること。

エ 抜気孔、溢流孔は、原則として防虫網等を設置すること。

(2) 飲泉所

ア 飲泉所は、浴室外の衛生上支障のない場所に設置すること。

ただし、飲用に供する蛇口等が浴槽注湯口と分離され、かつ浴槽水及び洗湯等から汚染されない位置、構造であるときは、この限りではない。

イ 飲用に供する設備は、温泉が蛇口等から流出するものを飲用する構造であること。

ウ 飲用に供する蛇口等は、限定し、その旨を表示すること。

2 温泉水の水質基準

(1) 飲用に供しようとする温泉水は、基準 2「硫黄泉浴用利用基準」で定める水質基準に適合すること。

(2) 飲用に供しようとする温泉水は、循環ろ過装置又はその他の設備により再生するものではないこと。

(3) 温泉水の濃度又は温度を調節するため希釈水を必要とする場合は、水道法で定める基準に適合しているもの（残留塩素に関する規定を除く。）を用いていること。

3 施設管理の基準

飲用許可を受けた施設・設備の管理については、基準 4「飲用許可施設管理基準」に定める管理ができるものとする。

4 温泉供給事業者より温泉供給を受けている施設の取扱い

(1) 申請について当該事業者の承諾が得られていること。

(2) 温泉供給事業者の管理する温泉供給施設を含めて、1 及び 2 の基準を満足すること。

(3) 許可後の施設管理等について、申請者と当該事業者とで協議が整っており、その内容が 3 の基準を満足すること。

(4) 大規模温泉供給事業者にあつては、当該事業者自ら自己の管理する部分を責任もって管理し、必要な点検・検査を実施していること。

基準 4 飲用許可施設管理基準

1 源泉、中継槽、貯湯槽、引湯管等

- (1) 源泉、中継槽、貯湯槽、引湯管等の施設・設備は、周辺環境から汚染されることのないよう努めること。
- (2) 施設・設備の運転にあたっては、常に管内圧を陽圧に保つなど汚染防止に努めること。

2 飲泉所

- (1) 飲泉所は、その旨を表示するとともに、飲用許容量その他飲用上の注意事項を掲示すること。また、複数の成分により飲用許容量が制限される場合、最小量の飲用許容量を掲示すること。
- (2) 飲泉所は常に衛生的に管理し、飲泉に用いるコップは、使い捨てにするなど衛生的なものを用いること。
- (3) 屋外の飲泉所は、温泉水を常時流出させておくこと。

3 定期検査等

- (1) 施設・設備は毎年 1 回以上（貯湯槽が設置されている場合は、その規模等により次に定める期間ごと。）定期的に点検、細菌検査及びその他の必要な検査を行うこと。

貯湯槽を設置している場合の検査期間

貯湯槽の大きさ	供給している飲用施設の数	検査間隔
100 m ³ 超	10 軒以上	おおむね 3 月以内
	10 軒未満	おおむね 6 月以内
100 m ³ 以下	20 軒以上	おおむね 3 月以内
	20 軒未満 4 軒以上	おおむね 6 月以内
	4 軒未満	おおむね 12 月以内
20 m ³ 以下	10 軒以上	おおむね 6 月以内
	10 軒未満	おおむね 12 月以内

注) 貯湯槽の大きさは呼び容積とし、1 m³以上のものは受湯槽、混合槽、中継槽、分湯槽等名称の如何にかかわらず合算する。

同一温泉供給事業者より温泉供給を受けている施設が複数ある場合で、温泉供給事業者の管理する部分のみで本表を適用し検査間隔が 6 月以内となる場合にあつては、大規模温泉供給事業者として、飲泉所等の検査とは別に、温泉供給事業者の主貯湯槽等で検査を実施する。この場合、飲泉所等の検査間隔は、当該温泉供給事業者の管理する部分を除いて本表を適用する。

- (2) 基準 3 「飲用許可基準」の 2 の(1)に定める化学成分検査は、少なくとも 10 年に

1 度行うこと。

(3) (1)に定める検査の他に随時点検を実施するよう努めること。

(4) 泉質に変化をきたすような地殻の変動等があった場合は、基準3「飲用許可基準」の2の(1)に定める検査を速やかに行うこと。

4 施設・設備の改善等

(1) 定期検査等により施設・設備の改善が必要と認められた場合は、直ちに改善するとともに、飲用開始前に細菌検査を行うこと。

(2) 衛生上重要な影響を与える施設・設備の変更を行ったときは、飲用開始前に細菌検査を行うこと。

5 記録の保存及び届出

温泉水の検査及び施設・設備の改善等を行った場合は、これを記録し保存するとともに、様式17によりその結果を保健所長に届け出る。この場合、温泉供給事業者の管理する部分については、当該事業者が直接保健所長に届け出ることができる。

基準5 飲用に供する温泉の水質基準

項目	水質基準項目	基準値
衛生管理 微生物学的	一般細菌	1mL中の検水で形成される集落数が100以下であること。
	大腸菌群	検出されないこと。
	全有機炭素（TOC）	5mg/L以下であること。
飲用許容量	ひ素	総摂取量として、0.1mg/日以下であること。
	銅	総摂取量として、2.0mg/日以下であること。
	ふっ素	総摂取量として、1.6mg/日以下であること。
	鉛	総摂取量として、0.2mg/日以下であること。
	水銀	総摂取量として、0.002mg/日以下であること。
	遊離炭酸	総摂取量として、1000mg/回以下であること。
その他	pH	3以上
	臭気、味、色度、濁度	異常でないこと。

(注)

1 15歳以下の人については、原則的には飲用を避けること。ただし、専門的知識を有する医師の指導を受ける飲泉については例外とすること。

2 飲用許容量

温泉飲用の1回の量は一般に100～150ml程度とし、その1日の総量はおよそ200～500mlとすること。ただし、下表の成分を含有する温泉水の飲用量は、次に掲げる量を超えないこと。

基準の適用対象となる温泉成分	飲用許容量
ひ素を含有する温泉水 (1日につき)	$0.1/A \times 1000$ ml
銅を含有する温泉水 (1日につき)	$2.0/A \times 1000$ ml
ふっ素を含有する温泉水 (1日につき)	$1.6/A \times 1000$ ml
鉛を含有する温泉水 (1日につき)	$0.2/A \times 1000$ ml
水銀を含有する温泉水 (1日につき)	$0.002/A \times 1000$ ml
遊離炭酸を含有する温泉水 (1回につき)	$1000/A \times 1000$ ml

(A：温泉1kg中に含まれる成分の重量(mg))

申請手数料：35,000 円

様式 1（第 3 関係）

年 月 日

（あて先）浜松市保健所長

住所（所在地）

申請者

氏名（名称及び代表者氏名）

印

（氏名（代表者氏名）を自署する場合は、押印は不要です。）

温泉採取許可申請書

温泉採取の許可を受けたいので、温泉法第 14 条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり申請します。

温泉の採取を行おうとする場所	浜松市 区
温泉の採取の開始の予定日	年 月 日

様式例

年 月 日

(あて先) 浜松市保健所長

住所(所在地)

氏名(名称及び代表者氏名)

印

(氏名(代表者氏名)を自署する場合は、押印は不要です。)

誓約書

温泉法第14条の2第2項第2号から第4号までに該当しない者であることを誓約します。

温泉法

第14条の2

温泉源からの温泉の採取を業として行おうとする者は、温泉の採取の場所ごとに、環境省令で定めるところにより、都道府県知事に申請してその許可を受けなければならない。ただし、第十四条の五第一項の確認を受けた者が当該確認に係る温泉の採取の場所において採取する場合は、この限りでない。

2 都道府県知事は、前項の許可の申請があったときは、当該申請が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、同項の許可をしなければならない。

二 申請者がこの法律の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者であるとき。

三 申請者が第十四条の九第一項(第三号及び第四号に係る部分に限る。)の規定により前項の許可を取り消され、その取消の日から二年を経過しない者であるとき。

四 申請者が法人である場合において、その役員が前二号のいずれかに該当する者であるとき。

様式 2 (第 3 関係)

年 月 日

(あて先) 浜松市保健所長

住所 (所在地)

届出者

氏名 (名称及び代表者氏名)

印

(氏名 (代表者氏名) を自署する場合は、押印は不要です。)

温泉の採取のための施設等の変更届

温泉の採取のための施設等を変更したので、次のとおり届け出ます。

温泉採取の許可年月日 及び許可番号	年 月 日・ 第 号	
温泉の採取の場所		
変更事項	変更前	変更後
変更の理由		
変更年月日	年 月 日	

この届出は温泉法第 14 条の 2 第 1 項の許可を受けた者が、温泉の採取のための施設の位置、構造、設備、採取の方法又は採取時災害防止規程の変更 (温泉法施行規則第 6 条の 9 各号に掲げるものを除く。) を行った際に届け出るものです。

様式 3 (第 3 関係)

年 月 日

(あて先) 浜松市保健所長

住所 (所在地)

届出者

氏名 (名称及び代表者氏名)

印

(氏名 (代表者氏名) を自署する場合は、押印は不要です。)

氏 名 住 所 変更届

氏名
住所 を変更したので、浜松市温泉法施行細則 第 3 条第 1 項
第 7 条第 1 項 の規定により、

次のとおり届け出ます。

温泉採取許可 (ガス濃度確認) 年 月 日 及 び 番 号	年 月 日 ・ 第 号	
湧 出 路 の 場 所		
変 更 事 項	変 更 前	変 更 後
変 更 年 月 日	年 月 日	

申請手数料：7,400 円

様式 4（第 3 関係）

年 月 日

（あて先）浜松市保健所長

主たる事務所の所在地

申請者

名称及び代表者氏名

印

（代表者氏名を自署する場合は、押印は不要です。）

温泉採取許可承継承認申請書

温泉採取の許可を承継したいので、温泉法第 14 条の 3 第 1 項の規定により、次のとおり申請します。

許可年月日及び許可番号	年 月 日・ 第 号
温泉採取の場所	浜松市 区
合併により消滅する法人又は分割前の法人	名称及び代表者の氏名
	主たる事務所所在地
合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により温泉の採取の事業を承継する法人	名称及び代表者の氏名
	主たる事務所所在地
合併又は分割 予定年月日	年 月 日

様式例

年 月 日

(あて先) 浜松市保健所長

法人所在地

名称及び代表者氏名

印

(代表者氏名を自署する場合は、押印は不要です。)

誓約書

温泉法第14条の2第2項第2号から第4号までに該当しない者であることを誓約します。

温泉法

第14条の2

温泉源からの温泉の採取を業として行おうとする者は、温泉の採取の場所ごとに、環境省令で定めるところにより、都道府県知事に申請してその許可を受けなければならない。ただし、第十四条の五第一項の確認を受けた者が当該確認に係る温泉の採取の場所において採取する場合は、この限りでない。

2 都道府県知事は、前項の許可の申請があったときは、当該申請が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、同項の許可をしなければならない。

二 申請者がこの法律の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者であるとき。

三 申請者が第十四条の九第一項(第三号及び第四号に係る部分に限る。)の規定により前項の許可を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者であるとき。

四 申請者が法人である場合において、その役員が前二号のいずれかに該当する者であるとき。

当誓約書は現に許可を受けている法人が事業を承継する法人について誓約するものです。

申請手数料：7,400 円

様式 5（第 3 関係）

年 月 日

（あて先）浜松市保健所長

住所
申請者
氏名 印
被相続人との続柄
（氏名を自署する場合は、押印は不要です。）

温泉採取許可承継承認申請書

温泉採取の許可を承継したいので、温泉法第 14 条の 4 第 1 項の規定により、次のとおり申請します。

許可年月日及び許可番号	年 月 日・ 第 号
温泉の採取の場所	浜松市 区
被相続人	氏 名
	住 所
相続開始年月日	年 月 日

様式例

年 月 日

(あて先) 浜松市保健所長

住所

氏名

印

(氏名を自署する場合は、押印は不要です。)

誓約書

温泉法第14条の2第2項第2号又は第3号に該当しない者であることを誓約します。

温泉法

第14条の2

温泉源からの温泉の採取を業として行おうとする者は、温泉の採取の場所ごとに、環境省令で定めるところにより、都道府県知事に申請してその許可を受けなければならない。ただし、第十四条の五第一項の確認を受けた者が当該確認に係る温泉の採取の場所において採取する場合は、この限りでない。

2 都道府県知事は、前項の許可の申請があったときは、当該申請が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、同項の許可をしなければならない。

二 申請者がこの法律の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者であるとき。

三 申請者が第十四条の九第一項(第三号及び第四号に係る部分に限る。)の規定により前項の許可を取り消され、その取消の日から二年を経過しない者であるとき。

四 申請者が法人である場合において、その役員が前二号のいずれかに該当する者であるとき。

様式例

年 月 日

(あて先) 浜松市保健所長

住所
氏名 印
被相続人との続柄

住所
氏名 印
被相続人との続柄

住所
氏名 印
被相続人との続柄

同 意 書

次のとおり、温泉採取許可の地位を承継することを同意します。

温泉採取場所	所在地	
被相続人	氏名	
	住所	
温泉の採取の事業を承継すべき相続人として選定された者	氏名	
	住所	

氏名の部分は、相続人として選定された者以外の相続人全員が署名押印すること。

申請手数料：7,400 円

様式 6（第 3 関係）

年 月 日

（あて先）浜松市保健所長

住所（所在地）

申請者

氏名（名称及び代表者氏名）

印

（氏名（代表者氏名）を自署する場合は、押印は不要です。）

可燃性天然ガス濃度確認申請書

可燃性天然ガス濃度の確認を受けたいので、温泉法第 14 条の 5 第 1 項の規定により、次のとおり申請します。

温泉の採取を行おうとする場所		浜松市 区
温泉の採取の開始の予定日		年 月 日
メタン濃度の測定に関する事項	測定場所	
	測定日	年 月 日
	測定方法	
	測定結果	
	測定を行った者	

様式7（第3関係）

年 月 日

（あて先）浜松市保健所長

住所（所在地）

届出者

氏名（名称及び代表者氏名）

印

（氏名（代表者氏名）を自署する場合は、押印は不要です。）

可燃性天然ガス濃度確認地位承継届

可燃性天然ガス濃度の確認を受けた者の地位を承継したので、温泉法第14条の6第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

確認年月日及び確認番号	年 月 日・	第 号
温泉の採取の場所	浜松市 区	
確認を受けた者	氏名 （法人にあっては、名称及び代表者氏名）	
	住所 （法人にあっては、主たる事務所の所在地）	
地位の承継をした者	氏名 （法人にあっては、名称及び代表者氏名）	
	住所 （法人にあっては、主たる事務所の所在地）	
地位を承継した年月日	年 月 日	

様式例

年 月 日

(あて先) 浜松市保健所長

住所
氏名 印
被相続人との続柄

住所
氏名 印
被相続人との続柄

住所
氏名 印
被相続人との続柄

同 意 書

次のとおり、可燃性天然ガス濃度の確認を受けた者の地位の承継があったことを同意します。

温泉採取場所	所在地	
被相続人	氏名	
	住所	
温泉の採取の事業を承継すべき相続人として選定された者	氏名	
	住所	

氏名の部分は、相続人として選定された者以外の相続人全員が署名押印すること。

申請手数料：24,000 円

様式 8（第 3 関係）

年 月 日

（あて先）浜松市保健所長

住所（所在地）

申請者

氏名（名称及び代表者氏名）

印

（氏名（代表者氏名）を自署する場合は、押印は不要です。）

温泉採取変更許可申請書

温泉採取の変更の許可を受けたいので、温泉法第 14 条の 7 第 1 項の規定により、次のとおり申請します。

許可年月日及び許可番号	年 月 日・ 第 号	
温泉採取の場所	浜松市 区	
変更の内容		
変更の理由		
変更後の工事の着手 及び完了の予定日	着手予定 年 月 日	年 月 日
	完了予定 年 月 日	年 月 日

様式9（第3関係）

年 月 日

（あて先）浜松市保健所長

住所（所在地）

届出者

氏名（名称及び代表者氏名）

印

（氏名（代表者氏名）を自署する場合は、押印は不要です。）

施設等変更工事完了届

温泉の採取のための施設等の変更許可に係る工事を完了したので、浜松市温泉法施行細則第10条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

許可年月日及び許可番号	年 月 日・ 第 号
工事に係る土地の所在地	浜松市 区
工 事 の 完 了 日	年 月 日

様式10（第3関係）

年 月 日

（あて先）浜松市保健所長

住所（所在地）

届出者

氏名（名称及び代表者氏名）

印

（氏名（代表者氏名）を自署する場合は、押印は不要です。）

温泉採取事業廃止届

温泉の採取の事業を廃止したので、温泉法第14条の8第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

温泉採取許可（ガス濃度確認） 年月日及び番号	年 月 日・ 第 号
温泉の採取の場所	浜松市 区
廃止年月日	年 月 日
廃止の理由	
湧出路の措置	廃止 存続 (廃止日 年 月 日)
温泉の湧出路の 埋戻し状況	

申請手数料：35,000円

様式 1 1 (第 4 関係)

年 月 日

(あて先) 浜松市保健所長

住所 (所在地)

申請者

氏名 (名称及び代表者氏名)

印

(氏名 (代表者氏名) を自署する場合は、押印は不要です。)

温泉利用許可申請書

温泉利用の許可を受けたいので、温泉法第 1 5 条第 1 項の規定により、次のとおり申請します。

浴用又は飲用の別								
温泉の湧出地	温泉の湧出地	利用しようとする温泉の採取を業として行う者の氏名又は名称						
温泉を公共の浴用又は飲用に供しようとする施設	施設の場所	浜松市 区						
	施設の名称							
	浴用施設	浴室の構造						
		浴槽	構造					
	数			容積	m ³	利用量	m ³ / 日	
飲用設備	構造							
	数							
温泉の温度	源泉						使用位置	
温泉の成分								
登録分析機関	名称							
	登録番号							

様式例

年 月 日

(あて先) 浜松市保健所長

住所(所在地)

氏名(名称及び代表者氏名)

印

(氏名(代表者氏名)を自署する場合は、押印は不要です。)

誓約書

温泉法第15条第2項各号に該当しない者であることを誓約します。

温泉法

第15条

温泉を公共の浴用又は飲用に供しようとする者は、環境省令で定めるところにより、都道府県知事に申請してその許可を受けなければならない。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、前項の許可を受けることができない。

一 この法律の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者

二 第31条第1項(第3号及び第4号に係る部分に限る。)の規定により前項の許可を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

三 法人であって、その役員のうち前二号のいずれかに該当する者があるもの

申請手数料：7,400円

様式12（第4関係）

年 月 日

（あて先）浜松市保健所長

事務所の所在地

申請者

名称及び代表者氏名

印

（代表者氏名を自署する場合は、押印は不要です。）

温泉利用許可承継承認申請書

温泉利用の許可を承継したいので、温泉法第16条第1項の規定により、次のとおり申請します。

許可年月日及び許可番号	年 月 日・	第 号
温泉を公共の浴用又は飲用に供する施設	場 所	浜松市 区
	名 称	
浴用又は飲用の別		
合併により消滅する法人又は分割前の法人	名 称 及 び 代 表 者 の 氏 名	
	主 た る 事 務 所 所 在 地	
合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により温泉を公共の浴用又は飲用に供する事業を承継する法人	名 称 及 び 代 表 者 の 氏 名	
	主 た る 事 務 所 所 在 地	
合併又は分割の予定年月日	年 月 日	

様式例

年 月 日

(あて先) 浜松市保健所長

法人所在地

法人名及び代表者氏名

印

(代表者氏名を自署する場合は、押印は不要です。)

誓約書

温泉法第15条第2項各号に該当しない者であることを誓約します。

温泉法

第15条

温泉を公共の浴用又は飲用に供しようとする者は、環境省令で定めるところにより、都道府県知事に申請してその許可を受けなければならない。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、前項の許可を受けることができない。

- 一 この法律の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者
- 二 第31条第1項(第3号及び第4号に係る部分に限る。)の規定により前項の許可を取り消され、その取消の日から二年を経過しない者
- 三 法人であって、その役員のうち前二号のいずれかに該当する者があるもの

当誓約書は現に許可を受けている法人が事業を承継する法人について誓約するものです。

申請手数料：7,400円

様式13（第4関係）

年 月 日

（あて先）浜松市保健所長

住所

申請者

氏名

印

被相続人から見た続柄

（氏名を自署する場合は、押印は不要です。）

温泉利用許可承継承認申請書

温泉利用の許可を承継したいので、温泉法第17条第1項の規定により、次のとおり申請します。

許可年月日及び許可番号		年 月 日・第 号
温泉を公共の浴用 又は飲用に供する 施設	場 所	浜松市 区
	名 称	
浴用又は飲用の別		
被相続人	氏 名	
	住 所	
相 続 開 始 年 月 日		年 月 日

様式例

年 月 日

(あて先) 浜松市保健所長

住所

氏名

印

(氏名を自署する場合は、押印は不要です。)

誓約書

温泉法第15条第2項各号に該当しない者であることを誓約します。

温泉法

第15条

温泉を公共の浴用又は飲用に供しようとする者は、環境省令で定めるところにより、都道府県知事に申請してその許可を受けなければならない。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、前項の許可を受けることができない。

- 一 この法律の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者
- 二 第31条第1項(第3号及び第4号に係る部分に限る。)の規定により前項の許可を取り消され、その取消の日から二年を経過しない者
- 三 法人であって、その役員のうち前二号のいずれかに該当する者があるもの

様式例

年 月 日

(あて先) 浜松市保健所長

住所
氏名 印
被相続人との続柄

住所
氏名 印
被相続人との続柄

住所
氏名 印
被相続人との続柄

同 意 書

次のとおり、温泉利用許可の地位を承継することを同意します。

許 可 施 設	名 称	
	所 在 地	
被 相 続 人	氏 名	
	住 所	
温泉を公共の浴 用又は飲用に供 する事業を承継 すべき相続人と して選定された 者	氏 名	
	住 所	

氏名の部分は、相続人として選定された者以外の相続人全員が署名押印すること。

様式 1 4 (第 4 関係)

年 月 日

(あて先) 浜松市保健所長

住所 (所在地)

届出者

氏名 (名称及び代表者氏名)

印

(氏名 (代表者氏名) を自署する場合は、押印は不要です。)

温泉利用許可申請事項変更届

温泉利用の許可申請事項を変更したので、浜松市温泉法施行細則第 1 5 条第 1 項の規定により、次のとおり届け出ます。

許可年月日及び許可番号	年 月 日 ・ 第 号	
温泉を公共の浴用又は飲用に供しようとする施設	施設の場所	浜松市 区
	施設の名称	
変更事項	変更前	変更後
変更年月日	年 月 日	

様式 15 (第4関係)

年 月 日

(あて先) 浜松市保健所長

住所(所在地)

届出者

氏名(名称及び代表者氏名)

印

(氏名(代表者氏名)を自署する場合は、押印は不要です。)

温泉利用廃止届

温泉の利用を廃止したので、浜松市温泉法施行細則第16条の規定により次のとおり届け出ます。

許可年月日及び許可番号	年 月 日 ・ 第 号	
温泉を公共の浴用又は飲用に供しようとする施設	施設の場所	浜松市 区
	施設の名称	
廃止年月日	年 月 日	

様式 16 (第4関係)

年 月 日

(あて先) 浜松市保健所長

住所(所在地)

届出者

氏名(名称及び代表者氏名)

印

(氏名(代表者氏名)を自署する場合は、押印は不要です。)

温泉成分等揭示届

温泉の成分等を揭示したいので、温泉法第18条第4項の
温泉の成分等の揭示の内容を変更したいので、
規定により次のとおり届け出ます。

許可年月日及び許可番号	年 月 日・ 第 号	
温泉を公共の浴用又は飲用に供しようとする施設	施設の場所	浜松市 区
	施設の名称	
浴用又は飲用の別		
掲 示 の 内 容	別紙のとおり	
掲 示 場 所	別紙のとおり	

別紙

1 源泉名	2 温泉の泉質
3 源泉の温度	4 温泉を公共の浴用又は飲用に供する場所における温泉の温度
5 温泉の成分	
6 温泉の成分の分析年月日 年 月 日	7 登録分析機関の名称及び登録番号 名称 登録番号
8 浴用又は飲用の禁忌症	
9 浴用又は飲用の方法及び注意	
10 温泉に水を加えて公共の浴用に供する場合は、その旨及びその理由 加水の有無 加水の理由	
11 温泉を加温して公共の浴用に供する場合は、その旨及びその理由 加温の有無 加温の理由	
12 温泉を循環させて公共の浴用に供する場合は、その旨（ろ過を実施している場合は、その旨を含む。）及びその理由 （1）循環の有無 循環の理由 （2）ろ過の有無 ろ過の理由	
13 温泉に入浴剤（着色し、着香し、又は入浴の効果を高める目的で加える物質をいう。ただし、入浴する者が容易に判別することができるものを除く。）を加え、又は温泉を消毒して公共の浴用に供する場合は、当該入浴剤の名称又は消毒の方法及びその理由 （1）入浴剤の使用の有無 入浴剤の名称 入浴剤の使用の理由 （2）消毒の有無 消毒の方法 消毒の理由	

様式17（第4関係）

年 月 日

（あて先）浜松市保健所長

住所（所在地）

届出者

氏名（名称及び代表者氏名）

印

（氏名（代表者氏名）を自署する場合は、押印は不要です。）

飲用施設等 点検・検査 変更・改善 届

飲用施設等を 点検・検査 変更・改善 したので届け出ます。

温泉利用許可年月日及び許可番号		年 月 日・第 号
温泉を公共の浴用又は飲用に供しようとする施設		施設の場所 浜松市 区
		施設の名称
点検・検査	点検・検査区分	定期（1月毎、3月毎、6月毎、12月毎、10年毎） 施設等変更・改善後 特別点検（実施理由）
	化学分析の有無	全項目、有害成分等、汚染指標のみ 無
	実施年月日	年 月 日点検、年 月 日検体採取
	前回実施年月日	年 月 日点検、年 月 日検体採取
	結 果	基準 適合 不適合 （詳細別添のとおり）
変更・改善	着手等年月日	年 月 日着手、年 月 日終了
	実 施 内 容	
備 考		
調査結果		

○ 提出書類

- 1 点検表写し、水質検査成績書写し又は鉱温泉分析書写し
- 2 変更・改善等についてはその内容を明らかにする説明図書
- 3 温泉供給事業者の最近の点検・検査届の写し（温泉供給事業者より温泉の供給を受ける施設に限る。）
欄は、届出者は記入しないこと。

様式 18 (第3関係)

第 号
年 月 日

住所 (所在地)

氏名 (名称及び代表者氏名) 様

浜松市保健所長 氏名 印

温泉採取許可書

年 月 日付け申請のあった温泉の採取については、
温泉法 (昭和 23 年法律第 125 号) 第 14 条の 2 第 1 項の規定によ
り、次のとおり許可します。

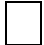
- 1 温泉の採取を行おうとする場所
- 2 源泉番号
- 3 許可の条件

様式19（第3関係）

第 号
年 月 日

住所（所在地）

氏名（名称及び代表者氏名） 様

浜松市保健所長 氏名 

温泉採取について（不許可）

年 月 日付け申請のあった温泉の採取については、温泉法（昭和23年法律第125号）第14条の2第3項において準用する第4条第2項の規定により、次のとおり不許可とします。

- 1 温泉の採取を行おうとする場所
- 2 源泉番号
- 3 不許可とする理由

教示

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、浜松市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、浜松市を被告として（訴訟において浜松市を代表する者は浜松市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。
なお、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前であっても、この処分があった日（審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する判決があった日）の翌日から起算して1年を経過すると、正当な理由がない限り、審査請求をすること又は処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式20（第3関係）

第 年 月 日
号

住所（所在地）

氏名（名称及び代表者氏名） 様

浜松市保健所長 氏名 印

可燃性天然ガス濃度確認通知書

年 月 日付け申請のあった可燃性天然ガスの濃度
については、温泉法（昭和23年法律第125号）第14条の5第1
項の規定により、確認しましたので通知します。

- 1 温泉の採取を行おうとする場所
- 2 源泉番号
- 3 測定方法
- 4 測定結果

注意事項

次に掲げる場合には、確認は取り消されます。

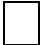
- （1）不正の手段により確認を受けたとき
- （2）可燃性天然ガスの濃度が災害防止措置を必要としないものとして環境省令で定める基準を超えるに至ったと認めるとき

様式 2 1 (第 3 関係)

第 年 月 日 号

住所 (所在地)

氏名 (名称及び代表者氏名) 様

浜松市保健所長 氏名 

温泉採取許可承継承認書

年 月 日付け申請のあった温泉の採取の許可の地位の承継
については、温泉法 (昭和 2 3 年法律第 1 2 5 号) 第 1 4 条の 3 第 1 項
第 1 4 条の 4 第 1 項 の
規定により、次のとおり承認します。


- 1 許可の年月日及び番号
- 2 温泉採取の場所
- 3 地位を承継する者
 - (1) 住所 (所在地)
 - (2) 氏名 (名称及び代表者氏名)
- 4 承認の条件

様式 2 2 (第 3 関係)

第 号
年 月 日

住所 (所在地)

氏名 (名称及び代表者氏名) 様

浜松市保健所長 氏名 

温泉採取許可の承継について (不承認)

年 月 日付け申請のあった温泉の採取の許可の地位の

承継については、温泉法 (昭和 2 3 年法律第 1 2 5 号) 第 1 4 条の 3 第 2 項
第 1 4 条の 4 第 3 項

において準用する第 4 条第 2 項の規定により、次のとおり不承認とします。

- 1 許可の年月日及び番号
- 2 温泉採取の場所
- 3 不承認とする理由

教示

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、浜松市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、浜松市を被告として (訴訟において浜松市を代表する者は浜松市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。
なお、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前であっても、この処分があった日 (審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する裁決があった日) の翌日から起算して 1 年を経過すると、正当な理由がない限り、審査請求をすること又は処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式 2 3 (第 3 関係)

第 号
年 月 日

住所 (所在地)

氏名 (名称及び代表者氏名) 様

浜松市保健所長 氏名 印

温泉採取施設等変更許可書

年 月 日付け申請のあった温泉の採取のための施設等の変更については、温泉法 (昭和 2 3 年法律第 1 2 5 号) 第 1 4 条の 7 第 1 項の規定により、次のとおり許可します。

- 1 温泉の採取を行おうとする場所
- 2 源泉番号
- 3 許可の条件

注意事項

- 1 工事を完了したときは、遅滞なく保健所長へ工事完了届を提出すること。
- 2 温泉の採取の開始は、工事完了届に係る現地確認を受けた後とすること。

様式 2 4 (第 4 関係)

第 号
年 月 日

住所 (所在地)

氏名 (名称及び代表者氏名) 様

浜松市保健所長 氏名 印

温泉採取施設等の変更について(不許可)

年 月 日付け申請のあった温泉の採取のための施設等の変更については、温泉法 (昭和 2 3 年法律第 1 2 5 号) 第 1 4 条の 7 第 2 項において準用する第 4 条第 2 項の規定により、次のとおり不許可とします。

- 1 温泉の採取を行おうとする場所
- 2 源泉番号
- 3 不許可とする理由

教示

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、浜松市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、浜松市を被告として (訴訟において浜松市を代表する者は浜松市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。
なお、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前であっても、この処分があった日 (審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する判決があった日) の翌日から起算して 1 年を経過すると、正当な理由がない限り、審査請求をすること又は処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式 25 (第4関係)

第 年 月 日
年 月 日

住所 (所在地)

氏名 (名称及び代表者氏名) 様

浜松市保健所長 氏名 

温泉利用許可書

年 月 日付け申請のあった温泉の利用については、
温泉法 (昭和 23 年法律第 125 号) 第 15 条第 1 項の規定により、
次のとおり許可します。


- 1 浴用又は飲用の別
- 2 温泉の湧出地
- 3 温泉を公共の浴用又は飲用に供する施設
 - (1) 施設の所在地
 - (2) 施設の名称
 - (3) 浴用施設
 - ア 浴室
 - イ 浴槽
 - (4) 飲用設備
- 4 許可の条件

様式 26 (第4関係)

第 号
年 月 日

住所(所在地)

氏名(名称及び代表者氏名) 様

浜松市保健所長 氏名 

温泉利用について(不許可)

年 月 日付け申請のあった温泉の利用については、温泉法(昭和23年法律第125号)第15条第4項において準用する第4条第2項の規定により、次のとおり不許可とします。

- 1 浴用又は飲用の別
- 2 温泉を公共の浴用又は飲用に供する施設
 - (1) 所在地
 - (2) 名称
 - (3) 浴用施設
 - ア 浴室
 - イ 浴槽
 - (4) 飲用設備

教示

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、浜松市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、浜松市を被告として(訴訟において浜松市を代表する者は浜松市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前であっても、この処分があった日(審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する裁決があった日)の翌日から起算して1年を経過すると、正当な理由がない限り、審査請求をすること又は処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式 27 (第4関係)

第 年 月 日 号

住所(所在地)
氏名(名称及び代表者氏名) 様

浜松市保健所長 氏名 印

温泉利用許可承継承認書

年 月 日付け申請のあった温泉の利用の許可の地位の承継については、温泉法(昭和23年法律第125号)^{第16条第1項}_{第17条第1項}の規定により、次のとおり承認します。

- 1 浴用又は飲用の別
- 2 温泉を公共の浴用又は飲用に供する施設
 - (1) 所在地
 - (2) 名称
- 3 許可の年月日及び番号
- 4 地位を承継する者
 - (1) 住所(所在地)
 - (2) 氏名(名称及び代表者氏名)
- 5 承認の条件

様式 28 (第4関係)

第 号
年 月 日

住所(所在地)

氏名(名称及び代表者氏名) 様

浜松市保健所長 氏名 印

温泉利用許可の承継について(不承認)

年 月 日付け申請のあった温泉の採取の許可の地

位の承継については、温泉法(昭和23年法律第125号)第16条第2項
第17条第3項

において準用する第4条第2項の規定により、次のとおり不承認とします。

- 1 浴用又は飲用の別
- 2 温泉を公共の浴用又は飲用に供する施設

(1) 所在地

(2) 名称

- 3 許可の年月日及び番号
- 4 不承認とする理由

教示

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、浜松市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、浜松市を被告として(訴訟において浜松市を代表する者は浜松市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。
なお、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前であっても、この処分があった日(審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する判決があった日)の翌日から起算して1年を経過すると、正当な理由がない限り、審査請求をすること又は処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式 29 (第5関係)

第 号
年 月 日

住所(所在地)

氏名(名称及び代表者氏名) 様

浜松市保健所長 氏名 印

聴聞通知書

次のとおり聴聞を行いますので、行政手続法第15条第1項の規定により通知します。

聴聞の件名	
予定される不利益処分の内容	
不利益処分の根拠となる法令の条項	
不利益処分の原因となる事実	
聴聞の期日	年 月 日 時 分から
聴聞の場所	
聴聞に関する事務を所掌する組織の名称、所在地及び連絡先	電話番号
聴聞の主宰者	職名 氏名

備考

- 1 聴聞の期日に出頭して意見を述べ、及び証拠書類又は証拠物(以下「証拠書類等」という。)を提出し又は聴聞の期日への出頭に代えて陳情書及び証拠書類等を提出することができます。
- 2 聴聞が終結する時までの間、当該不利益処分の原因となる事実を証する資料の閲覧を求めることができます。
- 3 聴聞の期日には代理人を出頭させることができます。この場合には、代理人の資格は、書面で証明して下さい。
- 4 聴聞の期日には、主宰者の許可を得て、補佐人とともに出頭することができます。この場合は、聴聞の期日の4日前までに、補佐人の氏名、住所、当事者又は参加人との関係及び補佐する事項を記載した書面により主宰者に申請して下さい。
- 5 当事者は、やむを得ない理由がある場合には、行政庁に対し、聴聞の期日の変更を申し出ることができます。
- 6 聴聞の期日に出頭する場合には、この通知書を持参して下さい。
- 7 正当な理由なく聴聞の期日に出頭せず、かつ、陳述書又は証拠書類等を提出しない場合には、改めて意見を述べ、及び証拠書類等を提出する機会を与えることなく、聴聞を終結することがあります。

例示 1 施設の管理方法の例

施設の管理方法について

許可を受けた後は、静岡県温泉飲用許可施設管理基準に従い、以下のとおり申請温泉飲用施設を管理し、必要な点検、検査をいたします。

1 源泉、中継槽、貯湯槽、引湯管等の管理

- (1) 源泉、中継槽、貯湯槽、引湯管等の施設・設備は、許可を受けた状態又は施設・設備等改善届により御承認を得た状態を維持し、周辺環境から汚染されることのないよう努めます。
- (2) 施設・設備の運転にあたっては、常に管内圧を陽圧に保ちます。
断続的引湯や工事等で停止していた引湯を再開したときは、初めの部分を十分捨て湯するなど汚染防止に努めます。

2 飲泉所の管理

- (1) 飲泉所は、その旨を表示するとともに、御承認を得た飲用許容量その他飲用上の注意事項を掲示します。
- (2) 飲泉所の施設・設備は、許可を受けた状態又は施設・設備等改善届により御承認を得た状態を維持し、常に衛生的に管理します。また、飲泉コップは清潔なものを用います。
- (3) (屋外) 飲泉所は、(供用時間を 時から 時までとし、その間、温泉水を常時流出させておきます。

3 定期検査等

- (1) 施設・設備の点検及び細菌検査は、別添点検表又は管理基準の定めるところにより、毎年1回以上(温泉供給設備については、 月以内に1度)行います。
- (2) 管理基準に定める化学成分検査は、10年に1度行います。
- (3) 温泉水の濃度(又は温度)を調節するための希釈水は、毎年1回以上、水質検査を実施します。
- (4) 泉質に変化をきたすような地殻の変動等があった時又は御指示のあった時は、点検・検査を、臨時に、速やかに行います。

4 施設・設備の改善等

- (1) 点検・検査等により施設・設備の改善が必要と認められる場合は、直ちに改善するとともに、飲用開始前に再度管理基準の定めるところにより、細菌検査を行います。
- (2) 衛生上重要な影響を与える施設・設備の変更を行ったときは、飲用開始前に管理基準の定めるところにより細菌検査を行います。

5 記録の届出及び保存

- (1) 点検・検査及び施設・設備の改善等を行ったときは、管理基準の定めるところにより、速やかにお届けします。
- (2) 点検・検査の記録は、施設・設備の点検、細菌検査及び希釈水の水質検査については2年以上、化学成分検査については20年以上保存します。また、施設・設備等の改善の記録は、許可申請書等と共に改善した部分が存する限り保存します。

例示 2 の 1 温泉供給事業者の提出する承諾書の例
(申請者が定期検査等の届出をする場合)

承 諾 書 (例)

年 月 日

住所

氏名 (温泉飲用許可申請者) 宛

住所

氏名 (温泉供給事業者)

下記温泉利用施設について温泉法第 15 条に基づく温泉飲用許可申請をするについては、温泉供給者としてこれを承諾するとともに、許可となった後は、当該施設へ温泉を供給する施設が法令の定め等に関し、飲用許可施設として取り扱われることを承諾します。

また、温泉飲用許可施設管理基準に則り、飲用許可施設としてこれを管理し、(必要な点検・検査をし、その結果又は)改善の結果等について、報告することを承諾します。

記

温泉飲用許可申請する温泉利用施設

所在地

名 称

当該施設へ温泉を供給する施設

源泉の所在地(名称)

主貯湯槽の所在地及び容積

当該施設へ供給する温泉が経由する全貯湯槽

(混合槽、中継槽を含む)の容積の合計

注)貯湯槽等の容積は呼び容積

例示 2 の 2 温泉供給事業者の提出する承諾書の例
(温泉供給事業者が定期検査等の届出をする場合)

承 諾 書 (例)

年 月 日

(あて先) 浜松市保健所長

住所

氏名 (温泉供給事業者)

下記温泉利用施設が温泉法第 15 条に基づく温泉飲用許可申請をするにあたり、温泉供給者としてこれを承諾するとともに、許可となった後は、当該施設へ温泉を供給する施設に関し、飲用許可施設としてこれを管理し、必要な点検・検査を実施し、その結果は、温泉利用許可施設管理基準に基づき、直接責職にお届けします。

また、法令の定めにより又は、公衆衛生上の必要により温泉利用施設管理者として、温泉法第 15 条の許可を受けた者を通じて、又は温泉法第 15 条の許可を受けた者と同様に直接責職の検査を受け、又は指示に従うことを承諾します。

記

温泉飲用許可申請する温泉利用施設

所在地

名 称

温泉飲用許可申請者

住所

氏名

申請施設へ温泉を供給する施設

源泉の所在地(名称)

主貯湯槽の所在地及び容積

当該施設へ供給する温泉が経由する全貯湯槽

(混合槽、中継槽を含む)の容積の合計

当該温泉供給施設に係る既温泉飲用許可施設

所在地、施設の名称、許可を受けた者の氏名、許可年月日、許可番号

(別紙一覧表のとおり)

注) 貯湯槽等の容積は呼び容積

例示3の1 飲用許可施設(温泉供給施設)点検表の例				年	月	日	点検表確認者	印
区分	点検項目						点検結果	点検日
源泉	水質	色・濁りが通常と比べて異常でないか					正常・異常	
		臭気・味が通常と比べて異常でないか					正常・異常	
		油膜の有無					無・有	
	温度・量は通常と比べて異常でないか		L/分			正常・異常		
	源泉に雨水・表流水・汚水等が流入するおそれがないか					無・有		
	源泉の周囲に汚染を受けるおそれのある設備・機器はないか					無・有		
	同上 ある場合の汚染防止対策の状態					良・不良		
	揚湯管及びエア管の状態					良・不良		
	ヘッダ	抜気管管端部よりほこりその他の汚染を受けるおそれがないか					無・有	
		抜気管管端部の防虫網の状態					良・不良	
開口部の状態は破損がなく密閉性が良いか					良・不良			
送湯ポンプより汚染を生ずるおそれはないか					無・有			
貯湯槽・分湯槽等	水質	色・濁りが通常と比べて異常でないか					正常・異常	
		臭気・味が通常と比べて異常でないか					正常・異常	
		槽内の汚泥・赤さび等の沈殿状況、藻等の発生状況が異常でないか					正常・異常	
	槽内清掃の必要性					無・有		
	本体に亀裂がないか					無・有		
	蓋部	周囲に汚染を受けるおそれのある設備・機器はないか					無・有	
		同上 ある場合の汚染防止対策の状態					良・不良	
		破損がなく密閉性が良いか					良・不良	
		雨水・表流水・汚水等が流入するおそれがないか					無・有	
	点検時以外は容易に開閉できないようになっているか					いる・否		
	管部	抜気管管端部よりほこりその他の汚染を受けるおそれがないか					無・有	
		抜気管管端部の防虫網の状態					良・不良	
		溢流管管端部よりほこりその他の汚染を受けるおそれがないか					無・有	
		溢流管管端部より逆流による汚染を受けるおそれがないか					無・有	
		溢流管管端部の防虫網の状態					良・不良	
	流入管及び流出管(送湯管)の状態					良・不良		
	送湯ポンプより汚染を生ずるおそれはないか					無・有		
	槽内清掃を実施したか					した・否		
	槽内の点検を実施したか					した・否		
槽内清掃後	水質	色・濁りが通常と比べて異常でないか					正常・異常	
		臭気・味が通常と比べて異常でないか					正常・異常	
配湯管	破損・水漏れがないか					無・有		
	排泥弁・排気弁は正常か					正常・異常		
注入設備	注入水は水道水を使用しているか(検査は実施されているか)					いる・否		
	水源に雨水・表流水・汚水等が流入するおそれがないか					無・有		
	水源の周囲に汚染を受けるおそれのある設備・機器はないか					無・有		
	同上 ある場合の汚染防止対策の状態					良・不良		
	注入剤及びその注入量は食品添加物として認められているか					いる・否		
注入設備より汚染を生ずるおそれはないか					無・有			
記録	点検・検査・変更・改善記録が保存されているか					いる・否		
	点検・検査・変更・改善記録で未届けのものがないか					無・有		
特記事項	(点検後の処置等)							

例示3の2 飲用許可施設(飲泉所)点検表の例		年 月 日	点検表確認者	印	
区分	点検項目		点検結果	点検日	
受湯槽・貯湯槽等	受湯する温泉の温度・量は通常と比べてどうか		L/分	正常・異常	
	水質	色・濁りが通常と比べて異常でないか		正常・異常	
		臭気・味が通常と比べて異常でないか		正常・異常	
	槽内の汚泥・赤さび等の沈殿状況、藻等の発生状況が異常でないか			正常・異常	
	槽内清掃の必要性			無・有	
	本体に亀裂がないか			無・有	
	蓋部	周囲に汚染を受けるおそれのある設備・機器はないか			無・有
		同上 ある場合の汚染防止対策の状態			良・不良
		破損がなく密閉性が良いか			良・不良
		雨水・表流水・汚水等が流入するおそれがないか			無・有
	管部	点検時以外は容易に開閉できないようになっているか			いる・否
		抜気管管端部よりほこりその他の汚染を受けるおそれがないか			無・有
		抜気管管端部の防虫網の状態			良・不良
		溢流管管端部よりほこりその他の汚染を受けるおそれがないか			無・有
		溢流管管端部より逆流による汚染を受けるおそれがないか			無・有
		溢流管管端部の防虫網の状態			良・不良
	流入管及び流出管(送湯管)の状態			良・不良	
	送湯ポンプより汚染を生ずるおそれはないか			無・有	
	槽内清掃を実施したか			した・否	
	槽内の点検を実施したか			した・否	
槽内清掃後	水質	色・濁りが通常と比べて異常でないか		正常・異常	
		臭気・味が通常と比べて異常でないか		正常・異常	
配湯管	破損・水漏れがないか			無・有	
	排泥弁・排気弁は正常か			正常・異常	
飲泉所	飲泉所の表示の状態			良・不良	
	法第15条による掲示の状態			良・不良	
	注意事項等の大書表示の状態			良・不良	
	飲泉口	表示の状態			良・不良
		水質	色・濁りが通常と比べて異常でないか		正常・異常
	臭気・味が通常と比べて異常でないか			正常・異常	
	飲泉コップの状態			良・不良	
	飲泉台の状態			良・不良	
	飲泉台の周囲に汚染を受けるおそれのある設備・機器はないか			無・有	
	同上 ある場合の汚染防止対策の状態			良・不良	
浴室内の場合	浴槽注湯口が飲泉口と誤認されるおそれはないか			無・有	
	浴槽水・洗場から汚染されない状態になっているか			いる・否	
飲泉所の雰囲気落ち着いた飲泉ができる状態になっているか			いる・否		
希釈水は水道水を使用しているか(検査は実施されているか)			いる・否		
記録	点検・検査・変更・改善記録が保存されているか			いる・否	
	点検・検査・変更・改善記録で未届けのものがないか			無・有	
特記事項	(点検後の処置等)				